

令和7年

# 第3回前期 定例県議会追加議案

(その2)

群馬県

## 令和7年第3回前期定例県議会追加議案（その2）目次

第151号議案	土地利用審査会委員の選任について……………	3頁
第152号議案	土地利用審査会委員の選任について……………	4
第153号議案	土地利用審査会委員の選任について……………	5
第154号議案	土地利用審査会委員の選任について……………	6
第155号議案	土地利用審査会委員の選任について……………	7
第156号議案	土地利用審査会委員の選任について……………	8
第157号議案	令和6年度群馬県電気事業会計剰余金の処分について……………	9
第158号議案	令和6年度群馬県水道事業会計剰余金の処分について……………	10
第159号議案	令和6年度群馬県団地造成事業会計剰余金の処分について……………	11

## 第151号議案

### 土地利用審査会委員の選任について

土地利用審査会委員 福島 由希子 は、令和7年10月18日をもってその任期を満了するので、次の者を後任者に選任したいから、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第39条第4項の規定により同意を求める。

山 田 穂 積

令和7年10月9日提出

群馬県知事 山 本 一 太

## 第152号議案

### 土地利用審査会委員の選任について

土地利用審査会委員 保坂充勇は、令和7年10月18日をもってその任期を満了するので、次の者を後任者に選任したいから、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第39条第4項の規定により同意を求める。

保坂充勇

令和7年10月9日提出

群馬県知事 山本一太

## 第153号議案

### 土地利用審査会委員の選任について

土地利用審査会委員 草場 史子 は、令和7年10月18日をもってその任期を満了するので、次の者を後任者に選任したいから、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第39条第4項の規定により同意を求める。

大 澤 真奈美

令和7年10月9日提出

群馬県知事 山 本 一 太

## 第154号議案

### 土地利用審査会委員の選任について

土地利用審査会委員 小林 享 は、令和7年10月18日をもってその任期を満了するので、次の者を後任者に選任したいから、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第39条第4項の規定により同意を求める。

小林 享

令和7年10月9日提出

群馬県知事 山本 一 太

## 第155号議案

### 土地利用審査会委員の選任について

土地利用審査会委員 宮田 敦子 は、令和7年10月18日をもってその任期を満了するので、次の者を後任者に選任したいから、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第39条第4項の規定により同意を求める。

今 井 隆

令和7年10月9日提出

群馬県知事 山 本 一 太

## 第156号議案

### 土地利用審査会委員の選任について

土地利用審査会委員 神戸 ひとみ は、令和7年10月18日をもってその任期を満了するので、次の者を後任者に選任したいから、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第39条第4項の規定により同意を求める。

平 方 宏

令和7年10月9日提出

群馬県知事 山 本 一 太

## 第157号議案

### 令和6年度群馬県電気事業会計剰余金の処分について

令和6年度群馬県電気事業会計未処分利益剰余金6,034,411,330円から群馬県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年群馬県条例第57号）第12条第1項第2号並びに第2項第1号及び第2号の規定による処分額1,477,565,304円を控除した4,556,846,026円のうち、3,456,846,026円を建設改良積立金に、1,100,000,000円を別途積立金に積み立てるため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により議決を求める。

令和7年10月9日提出

群馬県知事 山本 一 太

## 第158号議案

### 令和6年度群馬県水道事業会計剰余金の処分について

令和6年度群馬県水道事業会計未処分利益剰余金1,875,278,495円から群馬県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年群馬県条例第57号）第12条第1項第1号並びに第2項第1号及び第2号の規定による処分額1,194,393,261円を控除した680,885,234円を建設改良積立金に積み立てるため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により議決を求める。

令和7年10月9日提出

群馬県知事 山本 一 太

## 第159号議案

### 令和6年度群馬県団地造成事業会計剰余金の処分について

令和6年度群馬県団地造成事業会計未処分利益剰余金1,032,436,803円から群馬県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年群馬県条例第57号）第12条第1項第2号並びに第2項第1号及び第2号の規定による処分額480,733,585円を控除した551,703,218円を建設改良積立金に積み立てるため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により議決を求める。

令和7年10月9日提出

群馬県知事 山本 一 太